

# 吉野県営住宅令和6年度5月募集のご案内

## ・募集住戸

吉野県営住宅 1戸            1棟102号(3DK)

## ・申込受付期間及び申込先

### 1. 申込受付期間

令和6年5月1日（水）8:30から  
令和6年5月15日（水）17:00まで  
（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

### 2. 申込案内配布場所及び申込先

吉野郡吉野町上市80-1  
吉野町役場 町民税務課  
電話    0746-32-3081

### 3. 申込方法

- ① 奈良県営住宅入居申込書に必要事項を記入し、上記2.の「申込先」へ直接持参して下さい。（郵送不可）
- ② 申込みは一世帯一住宅に限ります。
- ③ 申込書及び提出書類は返却しません。

### 4. 指定入居日

令和6年7月1日（月）

### 5. 随時募集

公募の結果、応募割れとなった住宅については令和6年5月31日(金)まで、随時募集を行います。随時募集の実施に関しては、上記2の「申込先」までお問い合わせください。

## ・ 申込資格

1. 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合は、これらの者が親族（事実上婚姻と同様の事情にある者又は指定入居日から3ヶ月以内に入籍する者を含む。）であること。
2. 現に県内に住所又は勤務場所を有する人（海外引揚者、DV被害者、交際相手（生活の本拠を共にする）からの暴力被害者及びハンセン病療養所入所者等は、県外の方でも可）で、かつ住宅に困窮していること。
3. 奈良県営住宅条例の規定による収入（月額）が十五万八千円以下であること。  
ただし、次に掲げる者については二十一万四千円以下まで認められます。
  - (1) 申込者又は同居予定者に次のア～クに該当する人がいる場合
    - ア 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が一級から四級まで）
    - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害の程度が一級または二級であること）
    - ウ 療育手帳の交付を受けている人（障害の程度がイと同程度であること）
    - エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（特別項症から第6項症又は第1款症）
    - オ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
    - カ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の人）
    - キ ハンセン病療養所入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた人）
    - ク 指定入居日の時点で小学校就学前の子どもがある場合
  - (2) 申込者が六十歳以上の人で、かつ、同居予定者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の人である場合。
4. その他
  - ① その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。
  - ② 現在、公営住宅等に入居中の人は、原則として申し込むことができません。
  - ③ 過去に県営住宅に入居していた人は、滞納・無断退去等をしていないこと。

## ・注意事項

1. 入居予定者は、実態調査を行ったうえで、入居を決定します。
2. 入居手続日（鍵渡しの日）には次の書類等が必要です。
  - ① 連帯保証人の市町村税務関係課発行の直近の所得証明書及び印鑑登録証明書
  - ② 申込者の実印及び印鑑登録証明書
  - ③ その他知事が必要とする書類なお、入居手続の日時及び場所については後日連絡します。
3. 入居を辞退する場合は、書面により辞退届を提出してください。